

## 承認工事のよくある質問

### Q. 一般住宅ではどのくらい切り下げられるか？

A. 歩道切り下げ承認工事基準のとおり、原則として、6m以下で必要最小限となっています。既設の切り下げがある場合は、既設部分とあわせて6mまで広げることが可能です。

### Q. 2軒分つなげて切り下げは可能か？

A. 2軒つなげて切り下げたい場合は、1軒あたり4mで合計8mまで可能です。どちらか1軒でも4mよりも多く切り下げたい場合は、2軒の境界部に斜ブロックを設けてください。

### Q. 交差点からどのくらい離して切り下げられるか？

A. 交差点角(横断歩道がある場合はその角)から5m離してください。

### Q. 歩車道ブロックを撤去または交換するだけではダメか？

A. ブロックの撤去・交換だけでなく、舗装のやり替え、側溝がある場合は側溝蓋を交換してください。舗装や側溝蓋は、現状のままだと車に乗っても耐えられない構造になっています。

### Q. 既設で切り下げがあるが位置を変えたい。使わない切り下げはどうしたらよいか？

A. 原則として、1軒につき1箇所(1路線当たり)の切り下げとなります。同一敷地内で不要となった既設切り下げは一般部分の状態に復旧してください。

**Q. 歩道の植樹柵はどうしたらよいか？**

A. 道路管理課に相談のうえ、承認工事で申請してください。

**Q. 排水柵がある場合はどうしたらよいか？**

A. 車に乗入れしない位置へ移設するか、車に乗っても耐えられるものに交換してください。

**Q. 申請してから許可が下りるまでどのくらいかかるか？**

A. 事務処理期間は2週間としています。余裕を持って申請してください。